

対象	変更箇所	旧内容（変更前内容）	新内容（変更後内容）
HaNaHOTLOG利用規約	第3条（利用契約の成立）4.	4. 本利用規約を内容とする本システムに関する日本テレネット・お客様間の利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、日本テレネットがお客様から日本テレネット所定の申込書により本システムの利用申込を受け、日本テレネットがこれを承諾したときに成立するものとします。なお、お客様が申込書に記名押印した時点で、本利用規約に同意したものとみなします。	4. 本利用規約を内容とする本システムに関する日本テレネット・お客様間の利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、日本テレネットがお客様から日本テレネット所定の 方法 により本システムの利用申込を受け、日本テレネットがこれを承諾したときに成立するものとします。なお、お客様が 本システムの利用申込みをおこなった 時点で、本利用規約に同意したものとみなします。
HaNaHOTLOG利用規約	第3条（利用契約の成立）5. ②	申込書に日本テレネットへ提供された記載事項の全部又は一部につき虚偽、誤記、記載漏れがあった場合	申込時に日本テレネットへ提供された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記、記載漏れがあった場合
HaNaHOTLOG利用規約	第3条（利用契約の成立）5. ⑧	お客様は、申込書の記載事項に変更があった場合は、日本テレネットに対して、日本テレネット所定の 方法 により遅滞なく更新情報を通知するものとします。	お客様は、 申込時の情報 に変更があった場合は、日本テレネットに対して、日本テレネット所定の 方法 により遅滞なく更新情報を通知するものとします。
HaNaHOTLOG利用規約	第5条（料金の支払）1.	お客様は、本システムの初期費用及び月額費用を日本テレネットに支払うものとします。初期費用及び月額費用の金額は申込書等により別途定めるものとし、支払方法については、日本テレネットが毎月末締めにてお客様に請求すべき金額を締め、お客様は翌月末日までに振込にて支払うものとします。振込手数料はお客様の不担当とします。	お客様は、本システムの初期費用及び月額費用を日本テレネットに支払うものとします。 初期費用及び月額費用の金額は別途定めるものとし 、支払方法については、日本テレネットが毎月末締めにてお客様に請求すべき金額を締め、お客様は翌月末日までに振込にて支払うものとします。振込手数料はお客様の 負担 とします。
HaNaHOTLOG利用規約	第5条（料金の支払）2.	初期費用は、申込月をもって発生するものとし、月額費用は、本システムの利用が可能となった日の属する月から課金開始とします。なお、当該月の課金額は本システムの利用が可能となった日を起算として日割り計算いたします。なお、申込月とは、お客様からの提出された利用申込書を日本テレネットが承諾した日を申込受付日とし、当該申込受付日が属する月を指します。日本テレネットが本システムのアカウントを開通した（ログインID、パスワードをお客様へ通知した）日を納品日とします。	初期費用は、申込月をもって発生するものとし、月額費用は、本システムの利用が可能となった日の属する月から課金開始とします。なお、当該月の課金額は本システムの利用が可能となった日を起算として日割り計算いたします。なお、申込月とは、お客様からの 利用申込 を日本テレネットが承諾した日を申込受付日とし、当該申込受付日が属する月を指します。日本テレネットが本システムのアカウントを開通した（ログインID、パスワードをお客様へ通知した）日を納品日とします。
SMSサービス利用規約	第5条（申込及び申込の拒絶）1.	本サービスを利用するときは、利用申込者（以下「申込者」という。）は当社資料などに記載された内容を理解した上で、当社が所定様式の利用申込書のすべての項目を漏れなく記入し、捺印の上、これを当社に提出するものとします。	本サービスを利用するときは、利用申込者（以下「申込者」という。）は当社資料などに記載された内容を理解した上で、 当社が指定する方法で申込みを行い 、これを当社に提出するものとします。
SMSサービス利用規約	第5条（申込及び申込の拒絶）2.（3）	申込者が申込書に事実と異なる記載をしたとき	申込者が 申込内容 に事実と異なる 情報 を記載したとき
SMSサービス利用規約	第7条（利用者による解約）	利用者は、利用契約の解約を行う場合は、解約希望日の1ヶ月以上前に当社に利用契約を解約する旨を書面にて通知することにより解約することができるものとします。	利用者は、利用契約の解約を行う場合は、解約希望日の1ヶ月以上前に当社に利用契約を解約する旨を 当社が指定する方法 で通知することにより解約することができるものとします。
SMSサービス利用規約	第8条（当社による解約）1.（3）	申込書等其他当社に対する申告事項に虚偽の事実があることが判明したとき	申込内容等 、当社に対する申告事項に虚偽の事実があることが判明したとき
ファックスネットワークサービス利用規約	第12条（利用契約の締結）1.	利用契約は、本サービスの利用の申込者が必要事項を記入した申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。	利用契約は、本サービスの利用の申込者が 当社所定の方法で申込みを行い 、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
ファックスネットワークサービス利用規約	第12条（利用契約の締結）3.（2）	利用申込書に虚偽の記載、誤記があったときまたは記入漏れがあったとき	利用 申込内容 に虚偽の記載、誤記があったときまたは記入漏れがあったとき
ファックスネットワークサービス利用規約	第13条（契約者の名称の変更等）1.	契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先、契約者設備等の移転その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の指定する方法により、変更予定日の30日前までにその旨を当社に通知するものとします。	契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先、契約者設備等の移転その他利用 申込内容 の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の指定する方法により、変更予定日の30日前までにその旨を当社に通知するものとします。
ファックスネットワークサービス利用規約	第16条（契約者からの解約）	契約者は、解約希望日の3ヶ月前までに当社所定の方法で解約申込書を提出することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知日から解約希望日までの期間が3か月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より3か月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。	契約者は、解約希望日の3ヶ月前までに当社所定の方法で 解約申込 をすることにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知日から解約希望日までの期間が3か月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より3か月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
ファックスネットワークサービス利用規約	第17条（当社からの解約）	利用申込書その他通知内容等に虚偽の記載または記入漏れがあった場合	利用 申込内容 その他通知内容等に虚偽の記載または記入漏れがあった場合
プリント＆ポストサービス利用規約	第10条（利用契約の締結）1.	利用契約は、本サービスの利用の申込者が必要事項を記入した利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。	利用契約は、本サービスの利用の申込者が 当社所定の方法で申込みを行い 、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
プリント＆ポストサービス利用規約	第10条（利用契約の締結）3.（4）	利用申込書に虚偽の記載があったときまたは記入漏れがあったとき	利用 申込内容 に虚偽の記載があったときまたは記入漏れがあったとき
プリント＆ポストサービス利用規約	第11条（利用申込内容の変更等）	第11条（利用申込書内容の変更等）	第11条（利用 申込内容 の変更等）
プリント＆ポストサービス利用規約	第11条（利用申込内容の変更等）	利用契約者は、前条第1項に基づき提出した利用申込書の内容に変更があるときは、当社の指定する方法により、変更予定日の30日前までにその旨を当社に通知するものとします。ただし、変更予定日の30日前に当社に通知できない場合は、通知が可能となった時点から速やかに当社に対し通知するものとします。	利用契約者は、前条第1項に基づき 提供 した利用 申込内容 に変更があるときは、当社の指定する方法により、変更予定日の30日前までにその旨を当社に通知するものとします。ただし、変更予定日の30日前に当社に通知できない場合は、通知が可能となった時点から速やかに当社に対し通知するものとします。
プリント＆ポストサービス利用規約	第13条（利用契約者からの契約解除）	利用契約者は、解約希望日の2ヶ月前までに解約申込書を提出することにより、解約希望日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知日から解約希望日までの期間が2ヶ月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より2ヶ月後を利用契約者の解約希望日とみなすものとします。	利用契約者は、解約希望日の2ヶ月前までに 当社所定の方法で解約申込 を行うことにより、解約希望日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知日から解約希望日までの期間が2ヶ月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より2ヶ月後を利用契約者の解約希望日とみなすものとします。

対象	変更箇所	旧内容（変更前内容）	新内容（変更後内容）
プリント&ポストサービス利用規約	第14条（当社からの契約解除） 1. (1)	利用申込書、その他通知内容等に虚偽の記載があったとき	利用申込内容、その他通知内容等に虚偽の記載があったとき
MOVFAXサービス_利用規約	第7条（利用契約の締結） 1.	利用契約は、本サービスの利用の申込者が必要事項を記入した当社所定の申込書を提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。	利用契約は、本サービスの利用の申込者が 当社所定の方法で申し込みを行い 、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
MOVFAXサービス_利用規約	第14条（契約者による契約内容の変更）	契約者は、本サービスの変更を希望する場合、本サービスの利用の申込者が必要事項を記入した当社所定申込書を提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。また契約者は、変更予定日の30日前までにその旨を当社に通知するものとします。	契約者は、本サービスの変更を希望する場合、本サービスの利用の申込者が 当社所定の方法で変更申込を行い 、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。また契約者は、変更予定日の30日前までにその旨を当社に通知するものとします。
MOVFAXサービス_利用規約	第15条（契約者からの解約） 1.	契約者は、本サービスの解約を希望する場合、本サービスの利用の申込者が必要事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。	契約者は、本サービスの解約を希望する場合、本サービスの利用の申込者が 当社所定の方法で解約申し込みを行い 、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
MOVFAXAI利用規約	第22条 本規約の譲渡等	第22条 本規約の譲渡等	第22条 本契約 の譲渡等
MOVFAXAI利用規約	第22条 本規約の譲渡等 2.	当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡しようとする場合、登録ユーザーに対し、譲渡先、譲渡日等の情報を事前に通知するものとし、登録ユーザーは、譲渡日までに当社に対して通知を行うことにより、譲渡日をもって利用規約を解約することができます。この場合、当社は、たとえ最低利用期間内であったとしても、残存する利用期間に相当する利用料金を登録ユーザーに返還します。登録ユーザーが譲渡日までに当社に対して利用規約を解約する旨の通知をしない場合、登録ユーザーは本項に基づく利用規約の解約をすることができず、当社は、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録ユーザーの登録情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。	当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡しようとする場合、登録ユーザーに対し、譲渡先、譲渡日等の情報を事前に通知するものとし、登録ユーザーは、譲渡日までに当社に対して通知を行うことにより、譲渡日をもって 利用契約 を解約することができます。この場合、当社は、たとえ最低利用期間内であったとしても、残存する利用期間に相当する利用料金を登録ユーザーに返還します。登録ユーザーが譲渡日までに当社に対して 利用契約 を解約する旨の通知をしない場合、登録ユーザーは本項に基づく 利用契約 の解約をすることができず、当社は、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録ユーザーの登録情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。